

## 【宿泊約款】

### (適用範囲)

#### 第1条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ)又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

### (宿泊契約の申込み)

#### 第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊者の連絡先
  - (3) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (4) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
  - (5) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊契約の申し込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、連絡先等を記載した宿泊名簿の提出を依頼した時は、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとし、
3. 宿泊客が、宿泊中に第1項第3号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

#### 第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾した時に成立するものとし、
2. 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の申し込みをされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金とその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を変更または取り消すことがあります。
3. 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。
4. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただくことがあります。
5. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
6. 第4項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
7. 当ホテルは、宿泊客のチェックイン時に宿泊料金を請求し、連泊の場合は任意の時期に、既に宿泊された分の精算を請求することがあります。

### (宿泊契約締結の拒否)

第4条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするお

それがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、繰り返し当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテルの平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(5) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(7) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に定める特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という)であるとき。

(8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われたとき。

(9) 天災、施設の故障、人員の不足その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(10) 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者への宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

<厚生労働省令で定めるもの>

1. 宿泊料の減額、その他のその内容の実現が容易でない事項の要求(宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律[平成二十五年法律第六十五号]第二条第二号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く)

2. 粗野又は乱暴な言動、その他の従業者の心身に負担を与える言動(営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第八条第一項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く)を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

(11) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

(12) 当ホテルが、官公署の命令又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。

(13) 発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告等により、法令上又は事実上求められる感染予防のための措置を行う、物理的又は人的な余裕が当ホテルにないとき。

(14) 宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(感染予防対策への協力要請)

第5条

1. 当ホテルは、旅館業法第4条の2の定めにしたがい、宿泊しようとする者に対し、特定感染症の感染防止のために必要な協力を求めることがあります。

2. 宿泊しようとする者は、正当な理由のない限り、前項の協力の求めを拒否することはできず、正当な理由なく前項の協力の求めに応じず、後に当該者が特定感染症の患者等に該当したときは、当該者の使用により必要となった施設の消毒等の感染予防の措置を行うのに要した費用、その間使用できなくなった施設による逸失利益等一切の当ホテルの損害については、当該者が負担するものとします。

(損害賠償額の予定)

第6条

1. 禁煙の客室・施設内において喫煙(電子タバコを含む)した宿泊客は、当該客室の消臭措置のために要する費用等違約金として金二万五千円をお支払いいただきます。

2. ルームキーを紛失した宿泊客は、鍵の交換費用等違約金として金五万円をお支払いいただきます。

(宿泊客の契約解除権)

第7条

1. 宿泊客は、いつでも別紙第2に記載の取消料を当ホテルに支払うことにより、宿泊契約の全部又は一部を

解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。その場合当ホテルは、別表第2記載の取消料を申し受けます。

(当ホテルの契約解除権)

#### 第8条

1. 当ホテルは、ご予約後、あるいはご利用中に、次に掲げる事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が、第4条(10)にあたるとき。

(3) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

(4) 宿泊客が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われたとき。

(7) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(8) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(9) 宿泊客が、第4条(14)にあたるとき

(10) 館内での喫煙、設備等に対するいたずら等、他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

(11) 宿泊契約成立後に第4条(11)に定めることが判明したとき。

(12) 宿泊の申し込みをした者が、第2条2項に基づく当ホテルの依頼に対し直ちに応じなかったとき。

(13) 当ホテルが、官公署の命令又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。

(14) 発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告等により、法令上又は事実上求められる感染予防のための措置を行う、物理的又は人的な余裕が当ホテルにないとき。

(15) 宿泊契約に違反する行為があり、是正を求めたにもかかわらず、是正しないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、宿泊客の宿泊中の行為が解除事由に該当することを理由とするときは、提供を受けていない宿泊サービス等の料金も違約料としてお支払いいただくことがあります。

(宿泊の登録)

#### 第9条

1. 宿泊客は宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び連絡先

(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍、旅券番号

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第13条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただくことがあります。

(客室の使用時間)

#### 第10条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし連続して宿泊

する場合には到着日及び出発日を除き終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過1時間までは、1時間1部屋につき室料相当額の20%

(2) 超過1時間以上は、室料相当額の100%

(利用規則の遵守)

第11条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第12条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付け案内、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間 7:00～23:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第13条

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第14条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第15条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第16条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

2. 当ホテルは、10万円以上の現金又は時価10万円相当以上の物品はお預かりできません。

3. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにしなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたとき、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客から事前に種類及び価額の申告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

4. 当ホテルは、第1項及び第3項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。

(1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器[コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器]で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます)

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

#### 第17条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しするか、宿泊を予定している部屋にあらかじめ移動させていただきます。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合においては、発見日を含め最大で7日間保管し、その保管期間内にその正当な所有者から請求があった場合はその指示に従って返却いたします。所有者からの請求がない場合は、保管期間後に最寄りの警察署に届けます。ただし、飲食物・たばこ・新聞・雑誌及び衛生環境を損なう懸念のある物品、その他宿泊客が廃棄したと社会通念上判断しうる物品(使い捨ての物品、明らかに壊れている物品等)は、発見日当日に処分させていただきます。なお、遺失物・拾得物についてお客様のチェックアウト後にこちらから確認のご連絡をすることはありません。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第18条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

#### 第19条

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

2. 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当ホテルにおいて速やかにその旨を当ホテルに申し出なければなりません。

(インターネット通信)

#### 第20条

1. 当ホテル内からのインターネット通信のご利用は、宿泊者の責任において行うものとします。当該通信のご利用中に、システム障害、電波障害、停電その他の理由により、予告なくサービスが中断又は終了することがあります。インターネット通信利用中のシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。

2. 宿泊客によるインターネット通信のご利用に際して当ホテルが不適切と判断した行為については、宿泊客に当該サービスの利用中止を求め、生じた損害を賠償していただきます。

(警察等への通報)

第21条

1. 宿泊客が、この約款その他当ホテルが定める利用規則等に違反したことにより、他の宿泊客又は当ホテルの権利、財産又はサービス等を保護する必要が生じた場合、当ホテルは警察等関係機関へ通報する等、然るべき措置を講じます。
2. 宿泊客の健康、生命等に深刻な影響があると当ホテルが判断した場合、宿泊客ご本人の意思にかかわらず、救急搬送を要請する場合があります。

(分離可能性)

第22条

1. この約款その他利用規約等のうち一部規定が法令に基づいて無効と判断された場合でも、当該部分を除くその余の規定は有効とします。
2. この約款等その他利用規約等のうち一部規定が、あるお客様との関係で無効とされ又は取消しされた場合でも、別のお客様との関係において当該一部規定は有効とします。

(宿泊約款の変更)

第23条

1. 当ホテルは、予告なく本約款の内容を変更することがありますので、ご了承ください。
2. 当ホテルは前項による宿泊約款の変更にあたり、宿泊約款を変更する旨及び変更後の宿泊約款の内容とその効力発生日を、当ホテルウェブサイトを含むその他の場所に掲示します。
3. 宿泊約款が変更された後に宿泊客が当ホテルを利用した場合には、当該宿泊客は変更された内容に同意したものとみなします。

(言語および準拠法)

第24条

1. 本約款は日本語と英語で作成されますが、約款の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本文がすべての点について優先するものとします。
2. 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

	内訳	
宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	・基本宿泊料(室料(及び室料+朝食等の飲食料))
	追加料金	・追加飲食(基本宿泊料に含まれているものを除く) ・その他利用料
	税金	・消費税 ・入湯税

備考 子供料金は和室に宿泊した場合のみ未就学児以下に適用し、子供用食事と寝具を提供したときは50%をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児については、2,200円をいただきます。

別表第2 取消料(第7条関係)

契約解除通知を 受けた日	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	5 日 前	14 日 前	30 日 前
契約申込部屋数							
4室まで	100%	100%	50%	30%	10%	—	—
5室以上	100%					80%	50%

備考 この取消料は、宿泊契約が当ホテルと直接(電話、メール、又は当ホテルウェブサイト)された場合に適用するものとします。宿泊契約が当ホテル以外の旅行会社等と成立された場合は、旅行会社等の契約内容に従ってください。